

○国土交通省告示第百十号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第五条第二項及び第三項並びに第五条の二第一項の規定に基づき、建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

令和四年一月十八日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表																																																																																																			
改正後																																																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="10" style="text-align: center;">(略)</th></tr> <tr> <th colspan="10" style="text-align: center;">(イ) 調査項目</th></tr> <tr> <th colspan="10" style="text-align: center;">(ロ) 調査方法</th></tr> <tr> <th colspan="10" style="text-align: center;">(ハ) 判定基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">壁外</td></tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">等 上げ材 外装仕</td></tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">(二) (十) (五)</td></tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">外部の建築二</td></tr> </tbody> </table>										(略)										(イ) 調査項目										(ロ) 調査方法										(ハ) 判定基準										壁外										等 上げ材 外装仕										(略)										(二) (十) (五)										外部の建築二									
(略)																																																																																																			
(イ) 調査項目																																																																																																			
(ロ) 調査方法																																																																																																			
(ハ) 判定基準																																																																																																			
壁外																																																																																																			
等 上げ材 外装仕																																																																																																			
(略)																																																																																																			
(二) (十) (五)																																																																																																			
外部の建築二																																																																																																			

別表																																																																																																			
改正前																																																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="10" style="text-align: center;">(略)</th></tr> <tr> <th colspan="10" style="text-align: center;">(イ) 調査項目</th></tr> <tr> <th colspan="10" style="text-align: center;">(ロ) 調査方法</th></tr> <tr> <th colspan="10" style="text-align: center;">(ハ) 判定基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">壁外</td></tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">等 上げ材 外装仕</td></tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">(二) (十) (五)</td></tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">外部の建築二</td></tr> </tbody> </table>										(略)										(イ) 調査項目										(ロ) 調査方法										(ハ) 判定基準										壁外										等 上げ材 外装仕										(略)										(二) (十) (五)										外部の建築二									
(略)																																																																																																			
(イ) 調査項目																																																																																																			
(ロ) 調査方法																																																																																																			
(ハ) 判定基準																																																																																																			
壁外																																																																																																			
等 上げ材 外装仕																																																																																																			
(略)																																																																																																			
(二) (十) (五)																																																																																																			
外部の建築二																																																																																																			

は全面打診 壁改修後又竣工後、外 。ただし、同じ確認する。により確認する。同じにおいて同一の項に以下この項等をいう。その他の部分は必ずしも以下の項目において同じ。）により確認する。他の部分は必ずしも以下の項目において同じ。（）により確認する。

害を加える 行者等に危険下により歩行年以内に落とえ、かつ三後十年を超えた後十 年を実施した よる打診等ハンマーに的なテスト部分の全 面それのある者等に危害を加えるお それによる歩行により壁改修後若 竣工後、外 ては、全面打診等（落 下により歩行者等に危険を加えり歩行者等に落とす。）、あるいは、ある部分を全面的に打診等によるハンマーテストによる確認する。ただし、同じ確認する。

等を実施し  
た後十年を  
超え、最初に  
定期調査等  
に実施する  
にあつては  
、全面打診  
等により確  
認する（三  
年以内に実  
施された全  
面打診等の  
結果を確認  
する場合、  
三年以内に  
外壁改修等  
が行われる  
ことが確実  
である場合  
又は別途歩  
行者等の安  
全を確保す  
るための対  
策を講じて  
いる場合、  
除く。  
）。を

おそれの全  
部的なテス  
トハンマー  
による打診  
等を実施し  
てない場  
合にあつて  
は、落下に  
より歩行者  
等に危害を  
加えるおそ  
れのある部  
分を全面的  
にテストハ  
ンマーによ  
る打診等に  
より確認す  
る（三年以  
内に外壁改  
修等が行わ  
れることが  
確実である  
場合は別  
途歩行者等  
の安全を確  
保するため  
の対策を講  
じている場  
合を除く。

等施設避難						(略)					
(左)			(中) (右)			(略)	(大) (中) (左)	(中) (右)			
段階											
階段						(略)					
状況			部の劣化及び損傷の								
階段						(略)					
認する。確 認する。			、目視、触診 設計図書								
モルタル等の仕 事						(略)					
木材に腐朽、損 傷又は虫害があ ること、防水層			木材に鏽又は腐 食があること、								
と等により安全 と等により安全 上支障が生ずる おそれがあるこ						(略)					

(三)	(四) ∑ (二)	(略)	(大) ∑ (三)
			(略)
状況 損傷の 化及び 部の劣 段各	確認する。 視により	(略)	(略)
こと。 腐食等が ある	歩行上支障があ るひび割れ、鏽		

(略)	(略) ↳ (去)
(略)	(略)
	と又は安全上支 障が生じている こと。

	(略)	
	(略)	(三) (六)
	(略)	

## 附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表の五の項の改正規定は、令和五年一月一日から施行する。